

事業主のみなさまへ

～ 事前に相談を！！ ～

こんな時は、消防署に相談してみてください。

1. 建物(店・倉庫・作業棟等)を増築・改築したい。
2. 建物の使用用途の変更(倉庫→お店)をしたい。
3. 今までと違う用途の新たなテナントが入店する。
4. 建物の内装・間仕切りを変更したい。
5. 建物と建物を接続して便利に使いたい。

・・・などなど

これらの変更により

消防法令による、新たな法令義務が発生する可能性があります。



消防用設備等の新たな設置、又は増設が必要となる場合 や

防火管理者の選任が必要となる場合 には

(・特定防火対象物 : 収容人員30人以上 ・非特定防火対象物 : 収容人員50人以上)



「防火対象物使用開始届出書」、「消防用設備等設置届出書」

「防火管理者選任届出書」、「消防計画作成届出書」

等の届出が必要となります。

事前相談により、設備や義務が審査され必要な措置を講じることができ
改築後の立入査察で法的な指摘を受けることがなくなります。

お問合せ先

※ 津山圏域消防組合消防本部予防課

〒708-0822 津山市林田95 TEL0868-31-1251